

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当会の取組みについて

2025年3月

茨城県信用農業協同組合連合会

当会では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただきますのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れな高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

過去1年以上、ATMによる振込および出金のお取引がない満65歳以上の個人のお客さま。

※ 2025年1月末時点

2 利用制限について

原則として、上記1に該当するお客様は、JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりのATMのお取引を次のとおり制限させていただきます。

(1) ATMによる振込のお取引がないお客さまは、ATMによる振込ができなくなります。

(2) ATMによる振込および出金のお取引がないお客さまは、ATMによる振込ができなくなります。

また、ATMによる出金限度額を上限10万円に制限させていただきます。

3 利用制限の開始日

2025年4月18日（金）より適用開始いたします。

※ 以前に利用制限を開始しているお客様についても、制限解除のご希望がない場合は、利用制限を継続しております。

4 その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは当会窓口までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ
茨城県信用農業協同組合連合会
営業部（貯金担当）
(029) 232-2038